

「2016年合格目標 試験直前の2問 選択式ここを押さえる 本試験応援講座」から  
第48回社労士試験【選択式】労基法 - 空欄Bの出題が**的中**しました



## LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL16291 p.2 問題1]

(1～3段目略)

したがって、労災保険法12条の8第1項1号の療養補償給付を受ける労働者が、( E )を経過しても疾病等が治らない場合には、労働基準法75条による療養補償を受ける労働者が上記の状況にある場合と同様に、使用者は、当該労働者につき、同法81条の規定による打切補償の支払をすることにより、解雇制限の除外事由を定める同法19条1項ただし書の適用を受けることができるものと解するのが相当である。

解答 E ④療養開始後3年

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。

## 本試験出題はこうでした!

第48回 社労士試験 問題  
[選択式] 労基法【空欄B】

1 (1～3段目略)。

したがって、労災保険法12条の8第1項1号の療養補償給付を受ける労働者が、療養開始後 B を経過しても疾病等が治らない場合には、労働基準法75条による療養補償を受ける労働者が上記の状況にある場合と同様に、使用者は、当該労働者につき、同法81条の規定による A の支払をすることにより、解雇制限の除外事由を定める同法19条1項ただし書の適用を受けることができるものと解するのが相当である。」

(解答 A → ⑦打切補償)

解答 B → ④3年